とちぎの環境

平成30（2018）年度　栃木県環境白書概要版

栃 木 県

はじめに

人口減少・超高齢社会の到来や急速な経済のグローバル化等により、環境・経済・社会の課題が密接な関わりを持つ中で、地球規模の環境問題に対応するため、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」や「パリ協定」の採択などの国際的な合意が立て続けになされております。

環境問題が深刻さを増す中で、私たちには、大気や水の汚染、廃棄物対策といった地域における環境保全の取組への対応とともに、地球温暖化対策や気候変動への適応といった地球規模での取組にこれまで以上積極的に取り組むことが求められています。

環境を巡る問題は、県民一人ひとりの日々の暮らしや社会における様々な分野の活動に大きく影響する問題です。地域資源を持続可能な形で最大限活用しながら、自然豊かで美しい栃木県を「環境負荷が少なく、人と自然が共生する社会」として、県を挙げて守り、育てていく必要があります。

このため、本県では、平成28（2016）年３月に、「栃木県環境基本計画」を策定し、環境の現状や社会情勢を踏まえた環境課題への適切な対応や、環境の保全と利活用を目指し、「県民一人ひとりが夢や希望を持てる地域社会」を形成することを目標として、県民の皆様をはじめ、企業や団体、行政が連携・協働しながら各種施策を積極的に展開しています。

この「栃木県環境白書」は、本県の環境の状況や平成29（2017）年度に県が実施した環境保全に関する施策等についてまとめたものです。本書が、県民の皆様の環境問題への理解を深めるとともに、環境基本計画で掲げた将来像、「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」の実現に向けた「行動」の一助となれば幸いです。

平成30（2018）年９月

栃木県知事　福田富一

もくじ

栃木県環境基本計画 ･･･１

Ⅰ　地球温暖化に立ち向かう社会づくり
～低炭素社会の構築～

１　温室効果ガス削減対策とエネルギー対策の一体的推進 ･･･２
２　CO_2吸収源対策 ･･･３
３　地球温暖化への適応 ･･･３

Ⅱ　良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に活用する社会づくり
～循環型社会の構築～

１　大気環境の保全 ･･･４
２　水環境の保全 ･･･５
３　土壌・地盤環境の保全 ･･･６
４　騒音・振動・悪臭の防止 ･･･６
５　廃棄物等の減量及び適正処理の促進 ･･･７
６　その他生活環境問題への取組の推進 ･･･８

Ⅲ　豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり
～自然共生社会の構築～

１　多様な生物と自然環境の保全・利用 ･･･９
２　環境を支える森林・みどりづくり活動の推進 ･･･11
３　野生鳥獣の適切な管理の推進 ･･･11

Ⅳ　共通的基盤的施策

１　環境を守り、育て、活かす人材の育成 ･･･13
２　環境エネルギー産業の振興 ･･･14
３　エネルギーを賢く利用する環境負荷の小さい地域づくり ･･･15
４　放射性物質に係る取組の推進 ･･･15
５　環境影響評価の推進等 ･･･15

「栃木県環境基本計画」の進捗状況 ･･･17

栃木県環境基本計画

○計画策定の背景

県では、平成８（1996）年４月に施行された「栃木県環境基本条例」第10条の規定に基づき、平成11（1999）年３月に「栃木県環境基本計画」を策定し、環境保全対策の充実を図ってきました。

近年、地球温暖化はもとより、東日本大震災により、安全かつ安定的なエネルギーの需給、放射性物質の影響及び大規模災害時の災害廃棄物の処理体制といった新たな課題が浮き彫りとなりました。また、中山間や農村地域は人口減少問題、野生鳥獣による農林被害の増加が深刻化しており、豊かな森林や自然を地域資源と捉え、その利活用と経済成長に結びつけていく必要があります。

これらの新たな課題に対応するとともに、これまで実施してきた各種計画等の検証を行い、明確な目標により環境保全のより一層の推進を図るため、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までを計画期間とする、新たな「栃木県環境基本計画」を平成28（2016）年３月に策定しました。

○計画の目標

本県の豊かな環境を保全するとともに利活用し、地域活性化につなげていく「守り、育て、活かす、環境立県とちぎ」の実現に向けて、長期的視野に立った以下の３つの社会づくりを目指します。

- ■地球温暖化に立ち向かう社会づくり（低炭素社会の構築）
- ■良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり（循環型社会の構築）
- ■豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり（自然共生社会の構築）

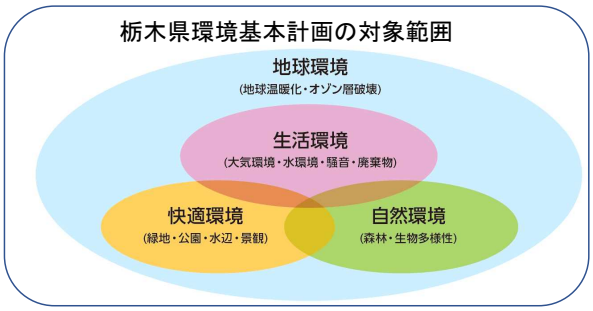

○計画の期間・進行管理

計画の期間は、おおむね10年後を展望した上で、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までの５年間とし、計画の進捗状況等については、「環境の状況及び施策に関する報告書」で毎年公表することとしています。

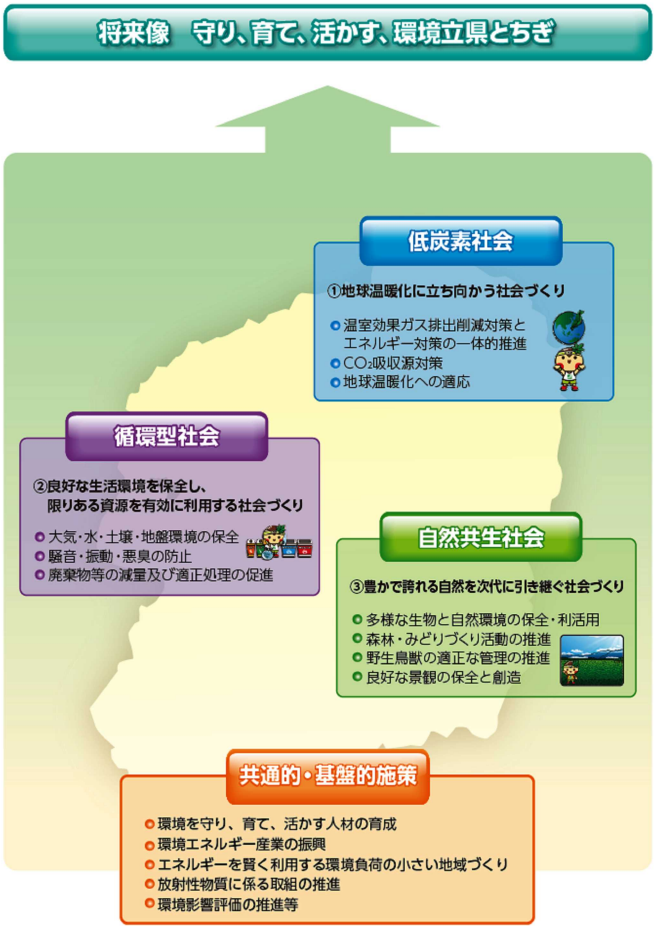

トピックス
第２回「山の日」記念全国大会を那須町で開催

平成29（2017）年８月11日に、第２回「山の日」記念全国大会を那須町で開催いたしました。

「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」という山の日の意義の理解促進を図ることはもとより、山の事故を防ぎ、自然災害に備えることを念頭に、山の恵みに感謝し、豊かな自然を次の世代に引き継いでいくという思いを多くの皆様と共有する大会となりました。

記念式典や歓迎フェスティバルは、環境大臣をはじめとする多くの御来賓を含め県内外から合わせて約１万人にのぼる多くの皆様に足をお運びいただきくなど、盛大に開催することができました。

さらに、平成29（2017）年４月から同年11月にかけては、県内各市町において自然体験や健康づくり活動など、89の参加体験型の連携イベントを実施したところ、約６万人の皆様に御参加いただきました。

栃木県の環境の状況について

Ⅰ　地球温暖化に立ち向かう社会づくり（低炭素社会の構築）

地球温暖化に伴う環境の変化は、私たちがかつて経験したことのないものとなっています。
一方で、我が国においては、原子力発電所の稼働停止による火力発電の増加に伴う二酸化炭素排出量の増大等もあり、地球温暖化対策は足踏みの状態となっています。このままの状態では数十年から１００年後には、私たちの暮らしが危機的な状況にさらされることとなってしまいます。
このような状況を踏まえ、本県の地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や省エネルギー施策の推進等、エネルギー対策と温室効果ガス排出削減を一体的に進めるほか、森林の保全・整備や森林資源の有効活用等、二酸化炭素吸収源対策に取り組む必要があります。他方、最大限の地球温暖化対策を講じたとしても、地球温暖化による影響を完全に避けることは難しい状況となっていることから、影響への適応を併せて検討・推進する必要があります。
こうしたことから、「地球温暖化に立ち向かう社会づくり」を基本目標とします。

1　温室効果ガス排出削減対策とエネルギー対策の一体的推進

目　　標	◆エネルギー有効利用による温室効果ガス排出量の削減 ◆地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの導入拡大・省エネルギーの推進	
具体的な施策	①温室効果ガス排出削減対策の推進 ②再生可能エネルギーの利活用の促進 ③県による率先的な取組の推進	④国際協力の推進 ⑤地球温暖化対策の総合的な推進

◆施策の実施状況

■温室効果ガス排出量
平成27（2015）年度の温室効果ガス排出量は、約1,874万t-CO_2であり、基準年(平成25（2013）年度）を4.6%下回った。

■県有施設の省エネ改修事業
県有施設の省エネルギー化を推進するため、エネルギー効率の低い設備について、省エネルギー機器等への改修を実施した。
平成29（2017）年度実施施設：４施設
実施内容：高効率照明・空調設備への改修

■中小水力発電の新規開発の推進
水力発電の開発可能性の調査・検討を行い、経済性が優位な地点について、水力発電所建設の取組を進めている。
平成29（2017）年度は、日光市内の３地点で新規水力発電所建設を進め、このうち１地点が平成30(2018)年１月に運転を開始した。
また、那須塩原市内の１地点で開発可能性調査を実施した。

■民間事業者への省CO_2設備導入支援
県内に工場やオフィス等を有する中小企業者等の省エネルギーを推進するため、エネルギー多消費型設備や照明設備を高効率な設備に入れ替える費用の一部を補助した（平成29（2017）年度：19件)。

■事業用再生可能エネルギー発電施設設置資金貸付
中小企業者等が再生可能エネルギー発電施設を設置するために必要な資金の融資制度を平成24（2012）年４月から実施している。

■ＥＶ・ＰＨＶ等普及状況
「ＥＶ・ＰＨＶタウン構想」に基づき、電気自動車等の普及や急速充電スタンド等の導入を推進した。
平成29（2017）年度末：
急速充電スタンド156基
普通充電スタンド343基
県公用車にもクリーンエネルギー自動車を率先して導入した。
（平成29（2017）年度5台導入、合計145台）

県公用車に導入したＥＶ・ＰＨＶ

■県庁温室効果ガス総排出量
各種計画、指針等に基づき、率先的な環境保全活動の取組を実施した。
・栃木県地球温暖化対策実行計画
【事務事業編】
・栃木県グリーン調達推進方針
・栃木県公共事業環境配慮指針
・栃木県イベント環境配慮指針
また、環境基本計画に基づく各施策や上記

の取組を推進するため、栃木県独自の環境マネジメントシステム（ＥＭＳ）を全所属において運用している。

2　ＣＯ$_2$吸収源対策

目　標	◆計画的な森林整備、緑化によるCO_2吸収源としての森林の循環的利用と保全 ◆県発注の建築工事や土木工事等における積極的な県産材の利用によるCO_2固定量の拡大
具体的な施策	①CO_2吸収源対策の推進（皆伐による森林の循環的利用と若返りの促進　など）

◆施策の実施状況

■森林整備の推進

地球温暖化防止に資する森林吸収源対策として、造林事業、とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業等により3,528haの間伐が実施された。

また、皆伐後の確実な森林造成を目的に、造林事業等により374haの植栽が行われるなど、森林の適正な整備や森林資源の循環利用を進めている。

■公共施設等での木材利用の促進

木材の持つ炭素の貯蔵効果を発揮するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づく県の基本方針「とちぎ木材利用促進方針」を定め県発注の建築工事や土木工事等において積極的に県産出材を利用している。

平成29（2017）年度の県有施設における公共建築物及び土木施設等での木材使用量は、1,681 m^{3}であった。

トピックス　とちぎ木づかい条例

県では、平成29（2017）年10月10日に栃木県県産木材利用促進条例（愛称：とちぎ木づかい条例）を制定しました。条例の前文では、「唯一、都道府県名に「木」の文字を冠した栃木県の森林を次世代に引き継ぐため、県を挙げて県産木材の積極的な「木づかい」を進める」と記載され、行政や業界関係者のみならず、県民全体に県産木材の利用を呼びかける内容となっています。

条例の内容や県産木材利用の意義を周知するため、各種イベント等で普及を図りました。

木造化が進む公共施設
（ふみの森もてぎ）

3　地球温暖化への適応

目　標	◆ 地球温暖化による被害を最小化、あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築
具体的な施策	①地球温暖化への適応（現在既に地球温暖化の影響が生じている事象に対する優先的な取組）

本県における適応については、緊急性の観点から、現在既に影響が生じている事象に対して優先的に取り組む一方、将来的に影響が予測される分野については、影響の程度を把握しながら、必要に応じて段階的に分野を拡大して取り組んでいく。

適応策の実施に当たっては、既に行っている適応への取組を拡充して実施することを基本として、必要に応じて段階的に新たな取組に着手する。

Ⅱ　良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に活用する社会づくり（循環型社会の構築）

私たちはこれまで、自然から多くの資源を採取し、それを利用し、不要となった様々なものを自然の中へ排出することにより、環境に負荷を与えつつ、社会経済活動を行ってきました。高度経済成長期には全国で深刻な公害をもたらしましたが、環境技術の進歩や長年の努力により、現在では水環境や大気環境等の生活環境は良好に保たれています。

今後は、資源の循環を量だけでなく、質の面からも捉え、環境保全と適正処理を確保した上で廃棄物等を貴重なエネルギー源として一層有効に活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制することが重要です。

こうしたことから、「良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり」を基本目標とします。

1　大気環境の保全

目　標	◆大気汚染に係る環境基準を達成・維持 ◆有害大気汚染物質に係る環境基準・大気環境指針を達成・維持	
具体的な施策	①常時監視による大気汚染対策の推進 ②有害大気汚染物質対策の推進	③自動車排出ガス対策の推進 ④工場・事業場対策の推進

◆施策の実施状況

■大気汚染の状況（二酸化窒素）

長期的には減少傾向にあり、すべての有効測定局で環境基準を達成している。

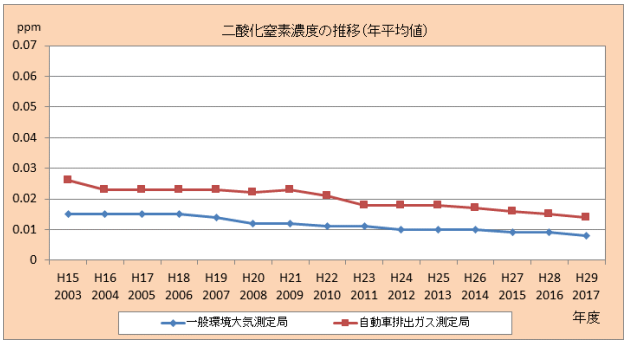

大気環境の基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の１１物質について環境基準が定められています。

■大気環境基準の達成

【常時監視による大気汚染対策の推進】

- 大気環境の常時監視の実施及びホームページによる情報提供
- 光化学スモッグの監視及び光化学スモッグ注意報の発令
- 緊急時における協力工場へのばい煙排出量の削減や揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制の要請
- 微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起情報の提供

【有害大気汚染物質対策の推進】

- 有害大気汚染物質（21物質）のモニタリング調査の実施（工業団地周辺等、県内９地点）
- アスベストのモニタリング調査（県内15地点）の実施、アスベストの除去促進、飛散防止対策等

【自動車排出ガス対策の推進】

- 自動車排出ガス測定局で常時監視の充実・強化（県内11局）
- 「エコドライブ」や「アイドリングストップ」の普及促進
- ディーゼル微粒子除去装置の装着に対する融資の実施
- 奥日光におけるハイブリッドバスの運行や県公用車へのクリーンエネルギー自動車導入（平成29（2017）年度５台導入）による低公害車の普及促進
- 体系的な道路ネットワークの整備等による自動車交通対策の実施
- 小学生向け副読本での啓発等による公共交通機関の利用促進
- マイカーに過度に依存しない通勤手段「エコ通勤」の促進

2　水環境の保全

目　　標	◆ 公共用水域の環境基準の達成・維持　　◆ 地下水の水質保全	
具体的な施策	①水循環の確保 ②公共用水域水質保全の推進 ③地下水の水質保全の推進	④生活排水対策の推進 ⑤工場・事業場対策の推進

◆施策の実施状況

■公共用水域の環境基準

【河川水質】

人の健康の保護に関する項目（健康項目）については、すべての地点で基準を達成した。

生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）の１つである生物化学的酸素要求量（BOD）の達成状況は、県全体で前年度に引き続き100％であった。

【湖沼水質】

生活環境項目の１つである化学的酸素要求量（COD）について、中禅寺湖では環境基準を達成しなかったが、湯ノ湖では達成した。

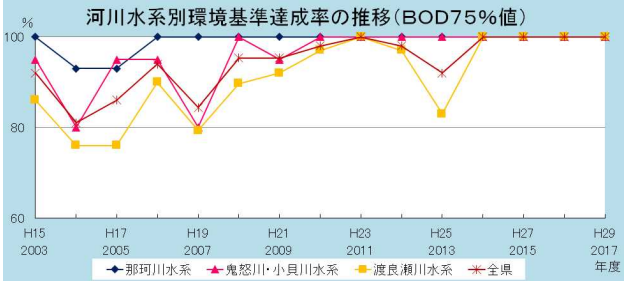

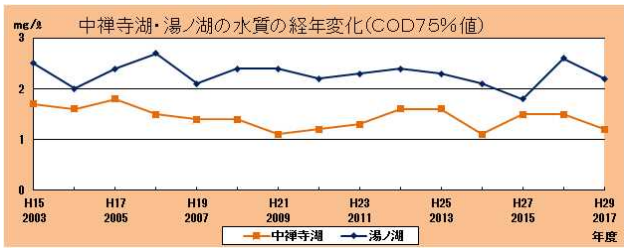

水環境の基準

水質に関する環境基準は、人の健康の保護に関する基準（健康項目）と生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）の２種類が定められています。

健康項目は、すべての公共用水域及び地下水において一律の基準が適用され、公共用水域については27項目、地下水については28項目が定められています。

生活環境項目は、それぞれの利水目的に応じ、水域ごとに異なった基準が適用されています。

【地下水水質】

地下水汚染について、新たに４地区で汚染を確認したことから、平成29（2017）年度末で地下水汚染地区は105地区となっている。

■生活排水処理人口普及率

公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等の経済的かつ効率的な整備を推進している。

- 生活排水処理人口普及率：
  86.2％（平成29（2017）年度末）
- 下水道普及率：
  66.3％（平成29（2017）年度末）
- 流域下水道に関連する市町：
  ７市３町（平成30（2018）年4月1日）
- 農業集落排水施設の整備・普及：
  平成29（2017）年度までに21市町102地区が完了

また、浄化槽の設置促進及び「浄化槽法」に基づく浄化槽の適正管理を推進している。

生活排水処理の概念図

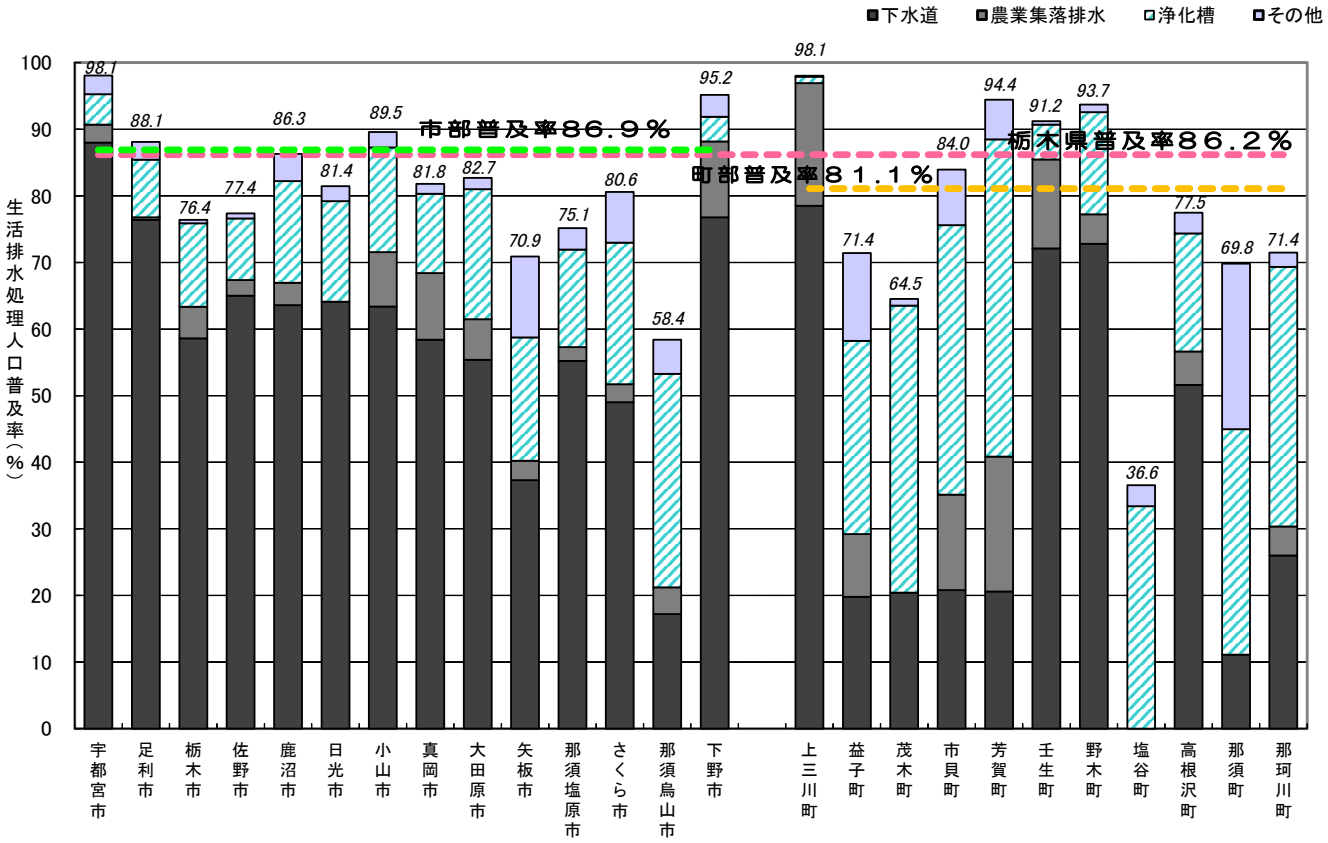

市町別　生活排水処理施設普及状況グラフ（平成29（2017）年度末）

3　土壌・地盤環境の保全

目　　標	◆土壌環境の保全 ◆土壌汚染による健康被害の防止 ◆地盤沈下の未然防止	
具体的な施策	①土壌汚染対策の推進	②地盤沈下対策の推進

◆施策の実施状況

■ 土壌環境

土壌の汚染に関する基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、カドミウムなど29項目の環境基準が定められており、このうち農用地については、カドミウム、銅、ひ素の基準が定められています。

■ 地盤沈下

県南地域の平野部は、地下水を汲み上げすぎると地盤沈下が起こりやすい。

平成29（2017）年度は、小山市などで沈下傾向がみられたものの、２cm以上の沈下が観測された地点はなかった。

（最大沈下量は、真岡市亀山の0.51cm）

4　騒音・振動・悪臭の防止

目　　標	◆騒音に係る環境基準の達成・維持 ◆振動、悪臭問題の未然防止	
具体的な施策	①工場等騒音・振動対策の推進 ②交通騒音・振動対策の推進	③近隣騒音対策の推進 ④悪臭対策の推進

◆施策の実施状況

■騒音に係る環境基準達成率

道路に面しない地域について、県内34地点で調査した結果、昼夜とも環境基準を達成したのは32地点、94.1%であった。

道路に面する地域について、自動車騒音の常時監視を行った結果、環境基準の達成率は96.0%であった。

■振動

道路交通振動について、国道・県道等の沿道20地点で調査した結果、要請限度を超える地点はなかった。

新幹線鉄道振動は、沿線７地点で調査した結果、指針値を超えた地点はなかった。

■悪臭

県や市町が受理した公害苦情のうち、悪臭関係の苦情件数は152件（平成28（2016）年度は173件）で、全公害苦情件数の10.4%（同12.0%）であった。

騒音に関する環境基準

地域の類型や時間帯の区分ごとに定められています。なお、新幹線鉄道騒音は別に定められています。

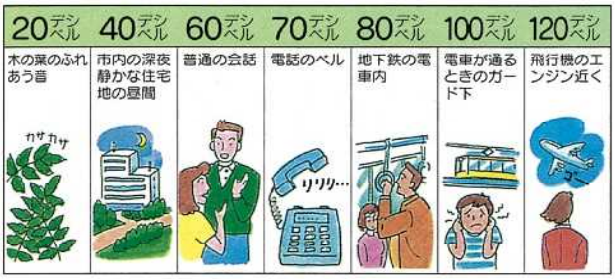

騒音の大きさの例

道路交通振動の限度

道路交通振動の限度について、区域と時間が定められています。

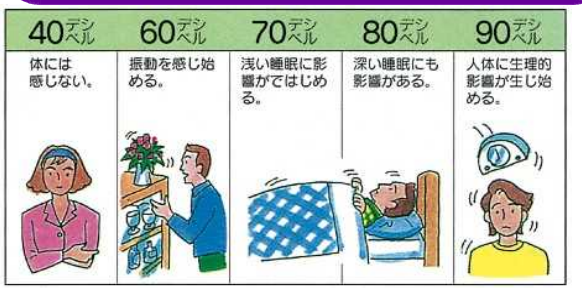

振動の大きさの例

5　廃棄物等の減量及び適正処理の促進

目　標	◆廃棄物等の発生抑制及び再使用の促進　◆必要な廃棄物処理施設等の整備 ◆廃棄物等の適正なリサイクル、最終処分等の促進	
具体的な施策	①廃棄物等の発生抑制・再使用の促進 ②廃棄物等のリサイクルの促進 ③廃棄物等の不適正な処理の防止	④非常災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備 ⑤廃棄物処理施設等の整備促進

◆施策の実施状況

■県民１人１日当たりの生活系一般廃棄物の排出量（資源ごみ及び集団回収に係るものを除く。）

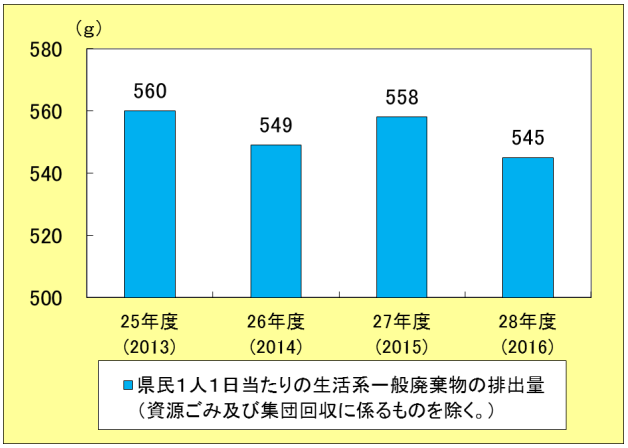

食品ロスやレジ袋削減等の普及啓発を行い、県民の「もったいない」意識の定着を図るとともに、市町によるごみ処理の有料化への取組を促進した。

■一般廃棄物の総排出量及び最終処分量

（単位：t）

区　分	24年度 (2012)	25年度 (2013)	26年度 (2014)	27年度 (2015)	28年度 (2016)
総排出量	691,529	690,098	680,063	679,398	666,562
最終処分量	68,578	62,049	60,816	64,143	59,582
最終処分率	9.9%	9.0%	8.9%	9.4%	8.9%

エコスラグの利用促進に向けた取組を実施したほか、各種リサイクル法に係る理解促進を図り、最終処分量の削減に取り組んだ。

■産業廃棄物の排出量及び最終処分量（農業・鉱業に係るものを除く。）

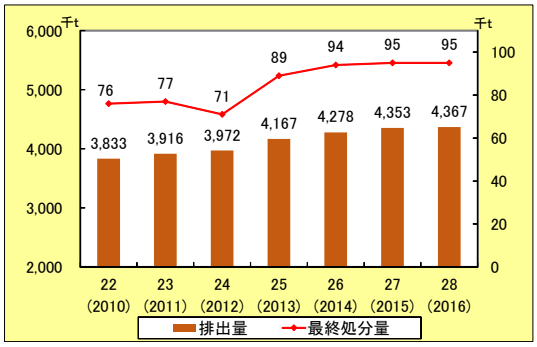

先進事例を紹介する講演会の開催等により、多量排出事業者等の発生抑制の取組を促進するとともに、とちの環エコ製品の普及啓発等を通じてリサイクルの取組を促進することにより、産業廃棄物の最終処分量の削減を図った。

また、不適正処理の防止のため、市町等、県民、民間事業者等と連携し、事業者及び処理業者に対する立入検査による監査指導等を実施した。

■栃木県リサイクル製品認定制度

平成29（2017）年度の認定件数は、46件（新規等８件、再認定38件）であり、平成29（2017）年度末の認定製品数は113製品となっている。

栃木県リサイクル製品認定制度

県では、廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を活かした循環型社会の形成に資することを目的に、平成16（2004）年8月から「栃木県リサイクル製品認定制度」を運用しています。

循環資源を原料に利用して製造されるリサイクル製品のうち、「主に県内の事業場で製造が行われること」、「安全性及び品質等の認定基準を満たしていること」などの要件を満たした製品を「とちの環エコ製品」として認定し、県は、認定製品の使用が促進されるよう、発注する公共工事での使用や普及啓発に努めることとしています。

6　その他の生活環境問題への取組の推進

目　標	◆オゾン層保護　◆酸性雨の発生防止 ◆化学物質に関する情報の提供及び環境リスクの低減	
具体的な施策	①フロン類の排出抑制対策の推進 ②PRTR制度(環境汚染物質排出・移動登録制度)の運用	③有害化学物質対策の推進 ④酸性雨対策の推進

◆施策の実施状況

■化学物質（ＰＲＴＲ法に規定する第一種指定化学物質）の届出排出量

「化学物質排出把握管理促進法」（ＰＲＴＲ法）に基づく平成28（2016）年度の第一種指定化学物質（462種）の排出量及び移動量の届出事業所数は725件で、県内の届出排出量と推計排出量を合わせた総排出量は8,984ｔ（平成27（2015）年度は9,182ｔ）であった。

PRTR：Pollutant Release and Transfer Register　の略

ＰＲＴＲ制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法）により、４６２種類の化学物質（第一種指定化学物質）を取り扱う一定規模以上の事業者は、１年間に環境中に排出した量と移動量を県を経由し、国へ届け出ることになっています。

国は、これを集計し、家庭や自動車からの排出量の推計と合わせて、公表することとしています。

リスクコミュニケーション

ＰＲＴＲデータ等を利用して、県民と企業、そして行政が化学物質のリスクに関する情報を共有し、理解と信頼関係を築き、効果的にリスク軽減を図る「リスクコミュニケーション」を進めることが重要です。

県では、化学物質に対するリスクコミュニケーションを推進するため、セミナーの開催などの普及啓発事業を行っています。

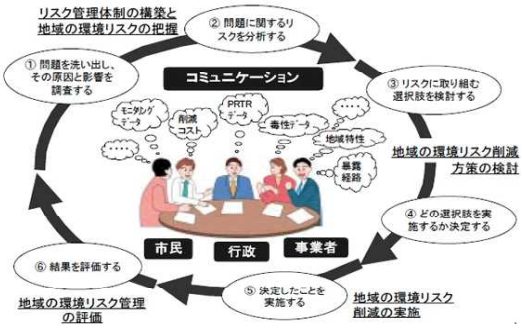

Ⅲ　豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり（自然共生社会の構築）

本県は、日光白根山などの高山帯、平地林と農地がモザイク状に配置された田園地帯、ラムサール条約湿地である奥日光の湿原や渡良瀬遊水地などの湿地、那珂川、鬼怒川、渡良瀬川に代表される河川のほか、日光国立公園をはじめとする多数の自然公園など、全国に誇れる自然環境を有しています。また、県土の約55％を占める森林は、水源の涵（かん）養、CO_2吸収機能など多面的機能を有しており、これら機能の高度発揮を図っていく必要があります。

このような自然環境は県民にとっての大きな誇りであるとともに、私たちの生活環境や社会活動と深い関わりを持っているため、自然環境から得られる恵みを維持しながら、私たちの暮らしと心がより豊かになるように自然環境を利活用することが重要です。

こうしたことから、「豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり」を基本目標とします。

1　多様な生物と自然環境の保全・利用

目　　標	◆絶滅のおそれのある種の保全 ◆優れた自然や里地里山、水辺などの保全による生態系ネットワークの維持・形成 ◆里山林を活用した交流等の促進　◆自然公園への国内外からの誘客の促進	
具体的な施策	①多様な野生生物の保護 ②絶滅のおそれのある種の保全 ③外来種の防除 ④優れた自然の保全と利活用	⑤里地里山の保全と利活用 ⑥ビオトープの保全・創造 ⑦河川、水路、渓流の保全

◆施策の実施状況

■絶滅のおそれのある種の保全

本県における絶滅のおそれのある野生動植物等についての写真・解説を掲載したレッドデータブックとちぎを、13年ぶりに改訂した。

見やすく親しみやすいデザインに刷新するとともに、多くの県民に普及を図るため、県内主要書店やネット通販で販売を行うこととした。

第３次レッドリスト策定後の最新の状況を掲載し、併せて第３次レッドリストを一部見直した。

また、レッドデータブックの発行に合わせ希少種保全の理解を図るため、ホームページ上で分布情報や写真等を分かりやすく検索・閲覧できるサイト「レッドデータとちぎウェブ」を開設した。

【動物・植物・菌類のリスト掲載数】

区分	ブック2005版（第1次リスト）	2011年版（第2次リスト）	2017年版（第3次リスト）	ブック2018版（第3次リスト一部見直し）
全体	1282	1393 (+111)	1531 (+138)	1536 (+5)
うち絶滅危惧種	878	946 (+88)	1021 (+75)	1025 (+4)

レッドデータブックとちぎ

クロビイタヤ
【絶滅危惧Ⅱ類】
本県では初めて平成29（2017）年度に発見された。

■自然公園及び自然環境保全地域

本県の自然公園面積は、総面積が約13万haで県土の約21％を占めており、世界に誇れる日光国立公園や尾瀬国立公園、地域特性の豊かな８つの県立自然公園がある。

自然公園区域以外の優れた自然や緑地については、自然環境保全地域や緑地環境保全地域に指定して、その保全に努めており、県内には、平成29（2017）年度末で、国指定の１カ所を含め、44箇所 5,420haの自然環境保全地域及び緑地環境保全地域がある。

県内の自然公園

■奥日光地区の自然環境の保全

奥日光地区においては、貴重な自然環境を保全するため、低公害バスの運行、植生回復対策（シカ食害影響調査）、外来植物の除去対策等に取り組んでいる。

■外来種駆除活動

外来種の移植・移入の防止及び防除に関する普及啓発を実施している。

外来種の生息・生育状況に関する情報収集を実施している。

外来植物除去活動の様子
（渡良瀬遊水地）

■多自然川づくりの整備延長

河川、水路、渓流の整備に当たっては、低水路の蛇行、瀬と淵の創出など、水生生物等の生育環境や水辺の景観などに配慮した「多自然川づくり・渓流づくり」を推進している。

平成29（2017）年度は、姿川（宇都宮市）、江川（宇都宮市）等23河川、１渓流で実施した。

江川（宇都宮市）

■里地里山の保全

人里近くの丘陵部や低山地に広がる里山林と田園のみどりは、農産物や特用林産物等の生産の場としてだけでなく、「自然環境保全機能」「景観形成機能」「自然とのふれあい機能」などの様々な公益的機能を有しており、私たちの生活に潤いと安らぎを与え、身近な自然環境として親しまれている。

しかしながら、高齢化による担い手不足や生活様式の変化による経済的価値の減少などにより十分に管理が行き届かず、荒廃した里山林が増加している。

このため、平成29（2017）年度は、県内130箇所 496haについて、自治会やＮＰＯ等と連携して里山林を整備する市町の取組を支援した。

■豊かな地域資源の保全・継承

農業・農村のもつ豊かな自然、伝統文化等の多面的な機能を再評価し、豊かな生態系や美しい農村景観・伝統的農業施設等の保全・復元等を行っている。

中でも、農業・農村の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する“多面的機能支払制度”を活用して、農地や農業用水、さらには、生態系や景観などの農村環境の保全向上に向けた地域ぐるみの共同活動を480地区の40,463haで促進した。

■ビオトープの保全・創造

農村地域は、農産物の生産や地域住民の生活の場であるとともに、多様な生物が生息する場でもある。このため、土地利用型園芸など収益性の高い農業の実現を目指す基盤整備の推進にあたって、地域の自然環境の維持・向上を図るため、平成29（2017）年度は下田原北部地区（宇都宮市）など計14地区62箇所において生態系に配慮した農業用水路等の整備を実施した。

2　環境を支える森林・みどりづくり活動の推進

目　標	◆森林の多面的機能の維持・増進　◆緑あふれる県土づくり	
具体的な施策	①森林の多面的機能の向上 ②森林の適正な管理	③緑化活動の推進 ④都市地域における緑化の推進

◆施策の実施状況

■多面的機能向上を図る森林整備の促進

森林の持つ多面的機能の向上を図るため、「循環の森」においては、皆伐・再造林による森林資源の循環利用を進めた。

また、公益的機能を発揮する「環境の森」においては、広葉樹林整備や複層林整備、長伐期施業林など地域の特性や課題に応じた多様な森づくりを進めた。

■保安林の指定面積

森林の公益的機能をより高度に発揮させていくため、「とちぎ森林創生ビジョン」に基づき保安林を指定した。

指定面積は、着実に増加しており、平成29（2017）年度現在約19万haである。内訳は、国有林が59％（国有林面積の約9割）、民有林が41％（民有林面積の約4割）となっている。

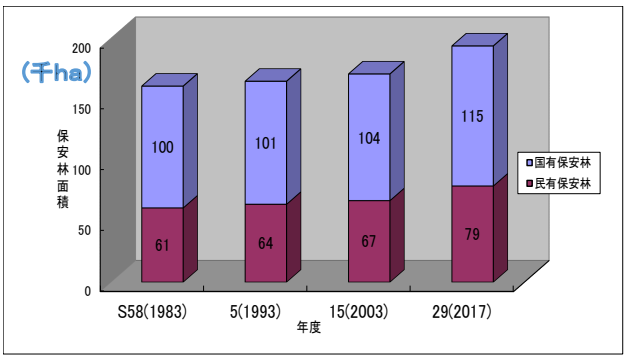

保安林面積の推移

■企業等による森づくり活動数

企業等からの資金・労働力提供による間伐や植林などの森づくり活動を推進した。

（平成29（2017）年度：９協定締結（６企業等））

企業等による森林整備活動の様子

■都市公園の整備

都市環境の改善や、災害時の避難場所、レクリエーションの場等の多様なニーズに対応する都市公園の整備を促進するとともに、既開設公園についての適正な維持管理を推進している。

本県では、平成29（2017）年３月末において、2,168箇所2,756.15haの都市公園が整備されており、都市計画区域内の１人当たり公園面積は14.4㎡が確保され、全国平均の10.4㎡を大きく上回る整備水準となっている。

那須野が原公園（那須塩原市）

3　野生鳥獣の適切な管理の推進

目　標	◆農林水産業や生態系等の被害の軽減
具体的な施策	①野生鳥獣の適正な管理（シカ・イノシシの捕獲の強化　など）

◆施策の実施状況

■野生鳥獣の生息等の状況

近年では生息環境の変化等により、地域的に絶滅のおそれのある種が存在する一方で、一部の野生鳥獣の生息数増加や生息分布の拡大が進行し、農林水産業や生態系等の被害が深刻化している。

農業被害額の推移（商品作物のみ）

（単位：千円）

種名	25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)
ニホンジカ	48,796	37,288	44,802	46,033	37,965
イノシシ	109,221	156,274	176,901	154,146	143,813
ツキノワグマ	3,694	11,453	5,163	8,195	12,155
ニホンザル	19,474	32,158	31,907	35,350	24,173

■シカ・イノシシの捕獲の強化

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるものとして「指定管理鳥獣」に指定されているシカ・イノシシについては、第二種特定鳥獣管理計画において捕獲目標を定め、生息数の半減に向けた捕獲を市町等と連携して強力に推進している。

箱わなで捕獲したイノシシ

■捕獲の担い手の確保育成

減少・高齢化が著しい狩猟者を確保育成するため、狩猟の魅力や社会的意義の普及等による狩猟免許取得の促進や、狩猟初心者を対象とした実践的な技術講習による捕獲技術の向上に取り組むとともに、認定鳥獣捕獲等事業者の確保育成にも努めている。

狩猟免許新規取得者数

(単位：名)

免許種類	25年度(2013)	26年度(2014)	27年度(2015)	28年度(2016)	29年度(2017)
網猟	4	2	9	7	6
わな猟	143	176	313	194	219
第一種銃猟	54	70	87	87	100
第二種銃猟	1	3	5	9	2
合　計	202	251	414	297	327

■環境整備・被害防除の推進

捕獲に加え、ヤブの刈払い等の環境整備、侵入防止柵の設置等の防除対策など、地域ぐるみの総合的な対策を推進するため、鳥獣対策の専門家である鳥獣管理士を活用し、住民が主体となった総合的・効果的な被害対策の県内各地への普及に取り組んでいる。

シカ・イノシシの侵入防止柵

トピックス　「COOL CHOICE　とちぎ」県民運動

平成27（2015）年12月にＣＯＰ21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）でパリ協定が採択されました。

これに先立ち、日本では平成27（2015）年７月に「約束草案」を決定し、この中で、「2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減する」との国内の排出削減目標を定めました。国は、この目標の達成に向け、国内対策の柱の一つとなる国民運動「COOL CHOICE」の推進に取り組んでいます。

本県も、この取組に呼応し、オールとちぎ体制で地球温暖化対策に取り組む「COOL CHOICE とちぎ」県民運動を展開するため、平成29（2017）年5月22日、県及び県内全25市町による共同宣言を行いました。

そして、共同宣言を皮切りに、家庭における省エネ家電への買換促進を図る「COOL CHOICE とちぎ チャレンジ！ 2017」などの事業を市町、事業者、栃木県地球温暖化防止活動推進員とともに実施しました。

また、「未来志向の環境にやさしい地域づくり事業」では、県内２市（足利市、大田原市）において、住民や事業者、行政等が一体となり、「エコと地域（経済）の活性化」を両立する取組を実証事業として実施し、地域単位でのエコな取組を全県域に波及していくモデルとしました。

「COOL CHOICE とちぎ」
共同宣言

私たちは、「2030年度までに温室効果ガス排出量26%削減（2013年度比）」という目標達成のため、国民運動「COOL CHOICE（＝賢い選択）」に賛同し、オールとちぎ体制で地球温暖化対策を推進します。

このとちぎ発の取組を、「COOL CHOICE とちぎ」県民運動として積極的に展開し、温室効果ガス排出量を着実に削減させるとともに、とちぎの豊かな環境と安心して暮らせる社会を次の世代に引き継いでいきます。

平成29年5月22日

栃木県

宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市
日光市	小山市	真岡市	大田原市	矢板市
那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町
益子町	茂木町	市貝町	芳賀町	壬生町
野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町

※「COOL CHOICE」とは
温室効果ガス排出量削減の目標達成のため、身近な生活の中で、未来のために、省エネ・低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を国民一人ひとりに促す取組

Ⅳ　共通的基盤的施策

1　環境を守り、育て、活かす人材の育成

目　　標	◆環境を守り、育て、活かす意識への転換と人材の育成 ◆人材の活躍の場の拡大 ◆多様な人材の協働・連携のためのネットワーク拡大	
具体的な施策	①環境教育・学習の充実 ②人材の育成と活用 ③環境保全活動の機会、場の提供	④環境情報の整備・提供の充実 ⑤推進体制の整備

◆施策の実施状況

■こどもエコクラブへの支援

幼児から高校生までのこどもたちが地域において自主的に環境学習や環境保全活動を展開するこどもエコクラブについて、活動内容の充実化を図るため支援を行った。
（平成29（2017）年度：44クラブ、3,820人）

こどもエコクラブ・緑の少年団合同環境森林学習交流会（とちぎ森の子サミット）（大田原市）

■自然観察会

自然とふれあうことで自然への理解を深めることのできる自然観察会を日光自然博物館や県民の森、塩原温泉ビジターセンターなどで実施した。

戦場ヶ原ガイドウォーク（日光市）

■環境保全団体との連携・協力

「とちの環県民会議」等の環境団体との連携・協力により、各種普及啓発活動を推進した。

■緑づくり人材バンクの活用

森林や緑づくりについて専門的な知識・技術を有する人材や、ボランティア活動を実践する人材などを登録・紹介している緑づくり人材バンク（平成29（2017）年度末現在の登録者数352人）の活用を図り、みどりづくり活動の活性化を進めるとともに、みどりに関する様々な分野の指導者や活動グループのリーダー的人材を育成するため、グリーンスタッフ養成講座を実施した。

グリーンスタッフ養成講座（宇都宮市）

■環境とみどりの県民大会の開催

「地球と人にやさしい“エコとちぎ”づくり」に向けた機運を一層高めるため開催した。

環境とみどりの県民大会
（宇都宮市　栃木県総合文化センター）

■環境学習出前授業

県内小学校で廃棄物が資源として再び生まれ変わる様子や廃棄物処理施設の役割等について学ぶ出前授業を行った。

ごみ収集車の操作体験の様子（小山市）

2　環境エネルギー産業の振興

目　　標	◆環境と経済が循環する持続的な社会構築 ◆環境エネルギー産業の成長 ◆環境負荷の少ない事業活動への自主的な取組の拡大	
具体的な施策	①環境エネルギー産業の誘致・育成 ②環境関連の技術や新製品開発の促進	③企業の事業活動における環境配慮の促進

◆施策の実施状況

■次世代自動車普及促進による産業振興

自動車関連産業の振興を図るため、県公用車へのハイブリッド自動車の導入や自動車メーカー等との協力等を実施した。

- ＥＶ、ＰＨＶ及びＦＣＶ展示会（１回）
- ＦＣＶ試乗会（１回）
- ＥＶ等を活用したモデル事業の実施（ＥＶを活用した福祉施設における実証事業、ＥＶから農業用施設への電力供給実証、電動草刈機の電源としての利用、次世代自動車技術研究会）
- とちぎＦＣＶ普及促進研究会の設置及び開催

ＥＶ、ＰＨＶ及びＦＣＶの展示会
（県民の日記念イベント）

■企業の事業活動における環境配慮の促進

中小企業におけるCO_2排出削減に向けた取組への総合的な支援を実施した。

- エコアクション21の普及や認証取得支援のための講習会の実施
- 地球温暖化対策に関し優れた取組を行っている事業所を「エコキーパー事業所」として認定（平成29（2017）年度末現在136事業所）
- 環境保全に関し優れた取組を行っている事業所を「マロニエＥＣＯ事業所」として表彰

マロニエＥＣＯ事業所表彰
（宇都宮市　栃木県総合文化センター）

トピックス　水素社会の構築に向けたＦＣＶ普及について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、エネルギー確保の重要性を改めて認識し、県では平成26（2014）年３月に「とちぎエネルギー戦略」を策定し、エネルギー利用の効率化や再生可能エネルギーの導入などを施策の柱として施策を推進しています。

このような中、水素は、化石燃料に代わるエネルギーとして活用することにより、CO_2を出さないエネルギー供給システムを確立し、災害時におけるエネルギーセキュリティの向上にも寄与するものと期待されてきています。

また、水素エネルギーで走る燃料電池自動車（ＦＣＶ）が普及していくことは、省エネやCO_2削減に効果があるばかりでなく、全国有数の自動車製造県である本県にとって、将来を見据え自動車産業を振興していくとの観点からも重要です。

このため、県では、ＦＣＶの普及に向けて、産官学が連携しながら、技術開発や実証実験、規制緩和、水素ステーション等インフラ整備など様々な課題について研究するため、平成28（2016）年９月に「とちぎＦＣＶ普及促進研究会」を設置し、幅広く議論してきました。

平成30（2018）年３月には、本研究会での研究成果を報告書として取りまとめ、本報告書に即した「栃木県における水素社会の構築に向けたＦＣＶ普及に係る提言」が県に提出されました。

提言においては、目指すべき将来の水素社会の姿として、「環境負荷の低減を実現した社会」、「エネルギーセキュリティが向上した社会」、「県内産業が活性化し、経済の発展した社会」を提示しており、こうした社会の実現の第一歩であるＦＣＶ普及に向け、県として取り組むべき具体的施策、普及啓発の実施、水素ステーションの整備促進、ＦＣＶの導入促進、産業の振興であると示されました。

3　エネルギーを賢く利用する環境負荷の小さい地域づくり

目　　標	◆「とちぎエネルギー戦略」に基づくエネルギー消費効率の高い地域づくり
具体的な施策	①エネルギーを賢く利用する環境負荷の小さい地域づくり（市町等による再生可能エネルギーを活用した地域づくりの促進　など）

◆施策の実施状況

■中山間地域スマートコミュニティ導入支援事業

事業の対象となっている３市町（栃木市、さくら市、那珂川町）について、事業内容を決定し、事業の進行状況に合わせた支援を実施した。

■エネルギー産業立地促進補助金の運用

燃料電池を含むコージェネレーションなどの分散型エネルギーによる省エネルギー、CO_2の排出量削減に寄与する事業や木質バイオマス発電事業への支援を実施した。

平成29（2017）年度：事前届出１件

4　放射性物質に係る取組の推進

目　　標	◆安全・安心な生活環境等の確保
具体的な施策	①放射性物質に係る取組の推進（空間放射線量率や降下物、水道水などの放射能濃度の測定及び結果の公表　など）

◆施策の実施状況

■空間放射線量率

県内全市町にモニタリングポストを設置して常時監視を行っており、測定結果を県ホームページでリアルタイムに公表している。

平成29（2017）年度は、県保健環境センター（宇都宮市）において、0.040μSv/h程度で推移している。

■水道水

県内23水道事業者及び２水道用水供給事業者が定期的に検査を実施している。

平成29（2017）年度は、約1,100検体の検査を実施し、全ての検体で不検出だった。

■農産物

農林水産物等の放射性物質モニタリング検査を行い、安全性の確認と消費者への検査結果等の情報を積極的に発信している。

平成29（2017）年度は、農産物1,121検体、畜産物42,525検体、水産物207検体、特用林産物1,320検体の検査を行った。

ゲルマニウム半導体検出器

5　環境影響評価の推進等

目　　標	◆環境影響評価等の運用、実施による事業者等への効果的な指導の実施	
具体的な施策	①環境影響評価の推進 ②土地利用面からの環境配慮	③調査及び研究の実施 ④公害紛争処理等

◆施策の実施状況

（1）「環境影響評価法」及び「栃木県環境影響評価条例」の適切な運用

■環境影響評価の実施

平成29（2017）年度：事後報告書等０件

(2) 調査及び研究の実施

■ 保健環境センター

・栃木県における微小粒子状物質（PM2.5）の成分及び高濃度化要因の解析
・新環境基準項目（底層DO等）のモニタリング手法及び評価手法の構築に関する研究
・堆肥化施設の臭気の発生抑制に関する調査
・事業場排水及び最終処分場の浸透水等に関する行政検査

■林業センター

・次世代林業に対応した生産コスト低減に関する研究
・コンテナ苗生産技術の確立に関する調査研究
・花粉症対策品種の種苗生産に関する調査研究
・循環型林業に対応した獣害防除に関する調査研究
・野生生物の効果的捕獲技術の研究

コンテナ苗の生産技術の確立に関する研究
（苗の移植）

循環型林業に対応した獣害防除に関する研究
（シカ防除ネット）

■農業試験場

・適切な施肥量を診断する技術の開発
・物理的防除資材の利用など、化学農薬以外の技術を活用した病害虫の防除方法の確立

■畜産酪農研究センター

・養豚排水における硝酸性窒素等の低減技術に関する研究
・メタン発酵プラントの有効性・実用性に関する研究
・畜産における総合的臭気管理手法に関する研究

(3) 公害苦情等への対応

■ 公害苦情処理

・県及び市町における公害苦情の受付
　平成29（2017）年度：1,458件
・警察における公害苦情の受付
　平成29（2017）：3,583件

■公害紛争処理

・「栃木県公害審査会」への調停申請受付
　S45（1970）年度～H29（2017）年度
　：16件

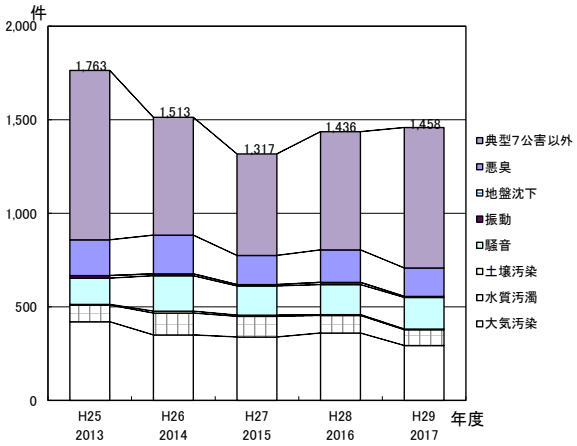

公害の種類別苦情受付件数の推移
（県・市町受付分）

「栃木県環境基本計画」の進捗状況

栃木県環境基本計画の目標として設定した16指標18項目に係る平成29（2017）年度の進捗状況は、以下のとおりであった。

達成状況等	表記	項目の数	割合(%)
計画の目標値（平成32(2020)年度）を達成したもの	◎	6（5）	33.3（27.8）
年度目標値を達成したもの	○	8（7）	44.4（38.9）
年度目標値は未達成だが、前年度よりは改善したもの	△	1（1）	5.6（5.6）
年度目標値は未達成で、前年度より改善していないもの	▲	3（5）	16.7（27.8）

（括弧内は、前年度の数値）

施策項目	指標項目		設定時の値 H26(2014)年度	前年度目標値 H28(2016)年度	年度目標値 H29(2017)年度	目標値 H32(2020)年度	達成度
				前年度値 H28(2016)年度	現況値 H29(2017)年度		
Ⅰ 地球温暖化に立ち向かう社会づくり（低炭素社会の構築）							
(1) 温室効果ガス排出削減対策とエネルギー対策の一体的推進	温室効果ガス総排出量（万ｔ-CO2）※１※２【削減目標】			(2,001)㉖ 1,937㉖	(1,973)㉗ 1,909㉗	(1,834) 1,768	○
			(2,029)㉕ 1,965㉕	1,891㉖	1,874㉗		
	再生可能エネルギー設備導入容量（万kw）※１			120㉗	123㉘	160㊷	◎
			117㉖	162㉗	198㉘		
	家庭部門のエネルギー使用量（TJ/年）※１※２【削減目標】			(25,323)㉖ 31,442㉖	(24,769)㉗ 30,701㉗	(22,000) 27,000	○
			(25,877)㉕ 32,182㉕	32,152㉖	27,818㉗		
(2) CO_2吸収源対策	県内民有林における間伐面積（ha/年）			5,250	5,250	5,250	▲
			4,702	4,516	3,528		
	皆伐後の再造林面積（ha/年）			235	260	335	◎
			222㉕	394	368		
Ⅱ 良好な生活環境を保全し、限りある資源を有効に利用する社会づくり（循環型社会の構築）							
(1)大気環境の保全	大気環境基準達成率（二酸化窒素）（%）			100	100	100	◎
			100	100	100		
(2)水環境の保全	公共用水域の環境基準（BOD）達成率(%)			100	100	100	◎
			100	100	100		
	生活排水処理人口普及率(%)			85.1	86.0	88.8	○
			83.7	85.5	86.2		
(3)廃棄物等の減量及び適正処理の促進	県民１人１日当たりの生活系一般廃棄物の排出量（g）（資源ごみ及び集団回収に係るものを除く。）※１【削減目標】			549㉗	544㉘	521	△
			560㉕	558㉗	545㉘		
	「とちの環エコ製品」の認定件数（件）			100	103	112	◎
			97	110	113		
	県内で排出された廃棄物の最終処分量（千t）※１【削減目標】	一般廃棄物		61㉗	60㉘	55	○
			62㉕	64㉗	60㉘		
		産業廃棄物		89㉗	89㉘	88	▲
			89㉕	95㉗	95㉘		
Ⅲ 豊かで誇れる自然を次代に引き継ぐ社会づくり（自然共生社会の構築）							
(1) 多様な生物と自然環境の保全・利活用	自然公園入込数（千人）			22,500	22,750	24,000	○
			22,036	22,134	23,126		
	自然環境保全地域（特別地区）指定数（箇所）			10	10	12	○
			9	10	10		
(2) 環境を支える森林・みどりづくり活動の推進	民有保安林面積（ha）			77,500	78,200	80,000	○
			76,640	79,167	79,838		
	県民1人当たりの都市公園面積（㎡）※１			14.0㉗	14.0㉘	14.2	◎
			13.8㉕	14.3㉗	14.4㉘		
(3) 野生鳥獣の適正な管理の推進	県内のシカ・イノシシ生息数（頭数）※３	シカ		捕獲目標数 7,400	捕獲目標数 7,400	生息数 16,700	○
			生息数 23,600㉕	捕獲数 8,735	捕獲数 9,784		
		イノシシ		捕獲目標数 10,000	捕獲目標数 10,000	生息数 21,600	▲
			生息数 33,500㉕	捕獲数 13,442	捕獲数 8,692		

※１　数値の横に㉕等の丸囲みの数値が記載されているデータは、数値の年度データであることを示す。
※２　温室効果ガスの総排出量の算定・家庭部門のエネルギー使用量については、国の算定方法が改定されたため、改訂後の数値に基づき算定し直している（括弧内は、改定前の数値を示す）。
※３　シカ・イノシシ生息頭数は、生息数の目標達成に向けた年間捕獲目標数を別途設定し、各年度の捕獲数により進捗状況を管理している。

環境行政についてのお問い合わせ

本庁

〔市外局番028〕

総合受付　623-2323

■環境森林部

●環境森林政策課	企画調整担当	623-3257
	環境立県戦略室	623-3294
●地球温暖化対策課	計画推進担当	623-3186
	環境学習・保全活動担当	623-3297
●環境保全課	大気環境担当	623-3188
	水環境担当	623-3189
●自然環境課	自然公園担当	623-3211
	自然保護担当	623-3207
	野生鳥獣対策班	623-3261
●廃棄物対策課	企画推進担当	623-3228
	廃棄物対策担当	623-3107
	審査指導班	623-3154
	県営処分場整備室	623-3227
	（那珂川分室）	0287-92-1411
●林業木材産業課	きのこ振興担当	623-3274
	生産力強化担当	623-3272
	循環型林業担当	623-3286
	木材産業担当	623-3275
●森林整備課	保安林・林地開発担当	623-3288
	技術調整担当	623-3285
	森づくり担当	623-3296

■総合政策部

●地域振興課	土地利用調整班	623-2267

■県民生活部

●くらし安全安心課	消費行政推進室（消費生活センター）	623-2134

■産業労働観光部

●工業振興課	ものづくり企業支援室	623-3249
	鉱政担当	623-3197
●経営支援課	中小・小規模企業支援室	623-3172

■農政部

●農村振興課	農村・中山間地域担当	623-2333
	農村環境担当	623-2362
●経営技術課	環境保全型農業担当	623-2286
●畜産振興課	企画経営担当	623-2344
	環境飼料担当	623-2350
●農地整備課	調査計画担当	623-2360
	水利保全担当	623-2369
	圃場整備担当	623-2364

■県土整備部

●技術管理課	技術調整担当	623-2421
●交通政策課	交通企画担当	623-2187
	公共交通担当	623-2447
	道路計画担当	623-2409
●河川課	企画治水担当	623-2438
	水政管理担当	623-2442
●都市計画課	景観づくり担当	623-2463
	開発指導担当	623-2466
	計画担当	623-2468
●都市整備課	事業管理担当	623-2473
	街路担当	623-2475
	公園緑地担当	623-2474
	下水道室	623-2504
●建築課	企画営繕担当	623-2516
	建築指導班	623-2514
●住宅課	企画支援担当	623-2484

■企業局

●電気課	施設担当	623-3829

■教育委員会事務局

●文化財課	杉並木保護担当	623-3460

■警察本部生活安全部

●生活環境課		（代）621-0110

出先機関

●県西環境森林事務所	0288-21-1178
●県東環境森林事務所	0285-81-9001
●県北環境森林事務所	0287-23-6363
●県南環境森林事務所	0283-23-1441
●小山環境管理事務所	0285-22-4309
●矢板森林管理事務所	0287-43-0427
●林業センター	028-669-2211
●保健環境センター	028-673-9070

VERY GOOD LOCAL とちぎ

とちもりくん　とちぎの元気な森づくり

〈表紙の写真〉
左上：第２回「山の日」記念全国大会（那須町）
右上：ふみの森もてぎ（茂木町）
左下：燃料電池自動車（宇都宮市）
右下：戦場ヶ原ガイドウォーク
（日光市、戦場ヶ原）

○とちぎのエコ・もりホームページ
https://www.ecomori-tochigi.jp/
○とちぎの青空ホームページ
http://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/eco/kankyou/hozen/aozora.html

編集・発行　**栃木県環境森林部環境森林政策課**
（環境立県戦略室）
〒 320-8501　栃木県宇都宮市塙田1-1-20
TEL 028-623-3294・3302　FAX 028-623-3259